

申請日	令和 年 月 日
ニセコ町長 片山健也様	

## ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書（追加用）

○申請者

(フリガナ) 事業所名	事業所(店舗)住所(町内住所)
	〒 - 虻田郡ニセコ町字  日中に連絡可能な電話番号 ( )
(フリガナ) 代表者氏名	本社住所(ニセコ町以外の場合に記入)
(印)	〒 -  電話番号 ( )

ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金の交付を受けるため、下記の事項に該当していないことを確認し、関係書類を添えて申請します。

記

申請額	150,000円
-----	----------

- ① 資本金5,000万円、かつ、従業員数も20人を超えていない小規模事業又は個人事業主である。
- ② 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がない。
- ③ 関係する許認可官庁に対して適正な届出している、あるいは正当な営業許可等を受けている事業者である。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員と関わりがない。
- ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者及びその者と関わりがない。

○業種※該当する業種に○を記載して下さい。（複数ある場合は、代表する業種に○を記載して下さい。）

チェック欄	業種	特記事項
	整体業	整体院、鍼灸・マッサージ・整骨院・柔道整復に該当する業種とし、施術場所を持たない出張のみの者は除く。
	保険業	独立した店舗を持つ者。ただし、独立を持たない者（自宅を事務所としている者）は除く。
	歯科医院	独立した治療場所を持たない出張医は除く。
	動物病院	独立した治療場所を持たない出張医は除く。
	広告業	独立した店舗又は事務所（自宅は不可）を持たない者は除く。
	エステティック業	独立した店舗又は事務所を持たない者は除く。

(裏面)

- 2 添付書類チェック（提出する書類に☑を入れてください。）
- ① 令和元年分所得税及び確定申告書又は住民税申告書の写し（必要な場合）
  - ② 法人の場合は法人登記事項証明書の原本
  - ③ 事業所の住所を示す書類※1（ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要）
  - ④ 1年以上の通年営業を継続していることがわかるもの※2
  - ⑤ 将来に渡って営業を続ける誓約書（ニセコ町様式第3号）
  - ⑥ 食品衛生法・民泊登録証などの許認可※3の写し
  - ⑦ やむなく休業している場合の理由書（ニセコ町様式第4号）
  - ⑧ 令和元年6月2日～令和元年12月31日までに開業した店舗または事業所は、開業日を示す書類及び営業形態が示す書類※4
  - ⑨ 店舗若しくは事業所の写真（ニセコ町観光ガイドに記載されている場合は除く）
  - ⑩ 町税及び町に納めている公共料金納入調査同意書（ニセコ町様式第5号）
  - ⑪ 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し
  - ⑫ 給付金請求書（ニセコ町様式第2号）
  - ⑬ ニセコ町商工会に加入しようとする事業者は、加入申込書の写し（商工会の受付印を押したもの）
  - ⑭ その他町長が必要と認める書類※5

- ※ 1 ニセコ町内に事業者として登記されていることを証する書類決算書類等でニセコ町内に事業所があることを証する書類等
- ※ 2 月額売上額（税抜）が確認できる元帳等の書類又は通年営業を示すパンフレット等
- ※ 3 その他保健所の営業許可、国土交通省北海道運輸局から経営許可の写し等
- ※ 4 ニセコ町税務課で交付する営業証明書、個人事業税の事業開始等の届出の写し等
- ※ 5 業務委託契約等により報酬等を受けニセコ町内で事業活動を行っていることを証する書類、ニセコ町内に住所を有し事業活動を行っていることを示す書類等

※特例① 令和2年(2020年)6月1日現在で商工会会員である者で対象業種に該当する場合、資本金及び従業員数、通年営業要件を適用しない。また、令和2年(2020年)6月1日以降に商工会会員となった者、又はニセコ町商工会員になろうとする者で、商工会員として加入条件を満たす事業者についても同様とする。

特例② ニセコ町商工会員は下記のニセコ町商工会長の証明があれば、上記①～⑨及び⑭の添付書類を省くことができます。商工会員であっても、支給要件に該当しない場合は交付できません。

---

## ニセコ町商工会証明欄

次のものは、商工会会員であるとともに、給付要件に該当することを証明します。

事業者名 \_\_\_\_\_

ニセコ町商工会長 牧野雅之 印